二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ツルサキ三五・三九・四一・四二の二・四三から四五まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年三月二十七日
農林水産大臣　齋藤　健
一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十二号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき公示する。
平成三十年三月二十七日
経済産業大臣　世耕　弘成
1　登録認証機関の名称　一般財団法人日本繊維製品品質技術センター
2　変更しようとする事務所の名称
一　一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　本部
二　一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　東部事業所
3　変更事項

事務所の名称	変更前（所在地）	変更後（所在地）	変更年月日
一般財団法人日本繊維製品品質技術センター本部	東京都中央区日本橋富沢町7番19号	東京都中央区日本橋蛎殻町1丁目38番9号　宮前ビルディング7階	平成30年3月26日
一般財団法人日本繊維製品品質技術センター東部事業所	東京都中央区日本橋富沢町7番19号	東京都港区芝浦3丁目13番16号	平成30年4月1日

○経済産業省告示第四十三号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき公示する。
平成三十年三月二十七日
経済産業大臣　世耕　弘成
1　登録認証機関の名称　一般財団法人日本建築総合試験所
2　登録更新年月日　平成二十九年十月三日
3　登録認証機関の所在地　大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号
4　登録の区分　A（土木及び建築）
5　認証を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人日本建築総合試験所　製品認証センター
大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号大阪U2ビル

○国土交通省告示第五百二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十四項第一号、第百二十九条の十三の二第三号及び第百三十六条の二第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号）の一部を次のように改正する。
平成三十年三月二十七日
国土交通大臣　石井　啓一
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。	二　次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。	ニ　煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　倉庫の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が五万平方メートル以上のものの当該用途に供する部分に設ける火災情報信号（火災によつて生ずる熱又は煙の程度その他火災の程度に係る信号をいう。）を発信する煙感知器又は熱煙複合式感知器（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分に設けるものを除く。）にあつては、煙感知器又は熱煙複合式感知器に用いる電気配線が、次の(i)又は(ii)のいずれかに定めるものであること。	（新設）
(i)　煙感知器又は熱煙複合式感知器に接続する部分に、耐熱性を有する材料で被覆することその他の短絡を有効に防止する措置を講じたもの	